

建経工第 91 号 - 2
令和 8 年 1 月 16 日

静岡県建設業協会長 様
建設業労働災害防止協会静岡県支部長 様

静岡県交通基盤部
建設経済局工事検査課長

建設工事現場における事故防止について（通知）

日ごろより、静岡県の土木、建設行政に対する取組について、御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、建設工事の施工にあたっては、労働災害及び公衆災害の事故防止に努めていただいているところですが、本県の財務部発注の建築・設備工事、経済産業部発注の農林土木工事並びに交通基盤部発注の土木工事（小規模施設修繕等の業務委託を含む）及び建築・設備工事において、昨年 11 月から 12 月にかけて現場での事故の件数が増加し始め、今月 13 日までの速報も含めて、この期間の事故件数は労働災害（休業 4 日未満含む）が 6 件、公衆災害が 9 件となっています。このうち公衆災害の物損事故では、地下埋設物の損傷 4 件、架空線の損傷 2 件が発生している状況です。

今後、年度末に向けて工期限に近い工事も増えてまいります。貴協会員の皆さまにおかれましても、改めて工事現場における一層の安全意識の高揚を図り、下記の事項について現場代理人や作業員への周知をお願いします。

記

- 1 「予想される事故対策リスト」及び「工事事故ハザードマップ」の作成にあたっては「現場に即した計画」に留意すること。
- 2 「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」等に基づき事前情報の点検・確認と管理者との現場立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性が考えられる場合は、慎重な掘削作業を作業員に周知すること。
- 3 橋梁や架空線近くの重機作業においては、作業前に架空線等の位置・高さの情報共有を徹底するとともに、作業時における監視人の配置に留意すること。また、重機のオペレーターが架空線の位置を認識しやすくするために、幟や標識等による掲示を効果的に行うなどの環境を整え、安全意識の向上を図ること。
- 4 公衆災害の防止については「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき、細心の注意を払い、慎重な施工を徹底すること。

担 当 工事検査班
電 話 054-204-1163、1164
E-mail kensa@pref.shizuoka.lg.jp